

## 宮崎県公共事業評価委員会設置要領

平成10年11月30日  
県土整備部技術企画課

### (設置)

第1条 宮崎県が実施する公共事業評価に関して必要な事項を審査し、公共事業の効率的な執行及び実施過程の透明性の一層の向上を図るため、宮崎県公共事業評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 宮崎県公共事業再評価実施要綱(平成10年11月30日定め)第2条に規定する対象事業について、審議すること。
- (2) 宮崎県公共事業事前評価実施要綱(平成18年4月1日定め。以下「事前評価実施要綱」という。)第5条第1項に定める評価手法について、審議すること。
- (3) 事前評価実施要綱第6条第3項に定める大規模事業等について、審議すること。
- (4) 環境森林部公共事業事後評価試行要綱(平成23年4月1日定め。)第5条第2項に定める大規模事業について、審議すること。
- (5) 農政水産部公共事業事後評価試行要綱(平成28年4月1日定め。)第4条第2項に定める大規模事業等について、審議すること。
- (6) 県土整備部公共事業事後評価実施要綱(平成25年3月1日定め。)第4条第2項に定める大規模事業等について、審議すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、公共事業の再評価、事前評価及び事後評価について委員会が必要と認める事項について審議すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

### (委員)

第4条 委員は、学識経験を有する者及び県内に居住する有識者のうちから、知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

### (委員長)

第5条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

( 会議 )

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことはできない。

3 会議は、公開とする。ただし、委員会の議決により公開しないことができる。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

( 庶務 )

第 7 条 委員会の庶務は、宮崎県県土整備部技術企画課において処理する。

( 委任 )

第 8 条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

( 市町村事業等の取扱い )

第 9 条 委員会は、宮崎県内の市町村並びに公共事業を実施する機関等から、公共事業の再評価に関する審議を依頼された場合は、調査審議するものとする。

附 則

この要領は、平成 10 年 11 月 30 日から施行し、平成 13 年度中に見直しを行うものとする。

附 則

この要領は、平成 12 年 7 月 7 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 13 年 5 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 16 年 1 月 7 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 3 月 19 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。